

令和7年第5回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）目次

◎ 第1日（11月25日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名	3
諸報告	3
会期の決定	3
議案第26号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	3
表決	5
議案第27号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	5
質疑	6
平吹俊雄君	6
（答弁）石川消防本部予防課長	
表決	6
議案第28号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	7
佐藤仁一郎君	8
（答弁）金森副管理者，齋藤施設整備課長，佐藤参事兼施設管理課長	
表決	12
議案第29号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	12
表決	13
閉会	13

令和7年第5回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）議事日程（第1号）

1 会議日時

令和7年11月25日（火）

午前10時30分開会～午前11時07分閉会

2 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第26号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第27号 大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第28号 令和7年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 第6 議案第29号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

3 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第26号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第27号 大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第28号 令和7年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第29号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

4 出席議員（15名）

- | | | | |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番 | 後藤 錦 信 君 | 2番 | 小玉 仁 志 君 |
| 3番 | 加川 康 子 君 | 4番 | 佐藤 仁一郎 君 |
| 5番 | 中鉢 和三郎 君 | 6番 | 天野 秀 実 君 |
| 7番 | 白井 幸 吉 君 | 8番 | 味上 庄一郎 君 |
| 9番 | 三浦 又 英 君 | 10番 | 伊藤 淳 君 |
| 11番 | 大泉 治 君 | 12番 | 門田 善 則 君 |
| 13番 | 鈴木 宏 通 君 | 14番 | 平吹 俊 雄 君 |
| 15番 | 吉田 二 郎 君 | | |

5 欠席議員（なし）

6 説明員

- | | | | |
|---------|----------|---------|----------|
| 管 理 者 | 伊藤 康 志 君 | 副 管 理 者 | 相澤 清 一 君 |
| 副 管 理 者 | 早坂 利 悦 君 | 副 管 理 者 | 遠藤 稔 雄 君 |

会 議 の 経 過

開 会

午前10時30分

○議長（後藤錦信君） 出席議員定足数に達しておりますので、令和7年第5回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

開 議

○議長（後藤錦信君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

「日程第1 会議録署名議員の指名」

○議長（後藤錦信君） 日程第1 本日の会議録署名議員を指名いたします。4番佐藤仁一郎議員、9番三浦又英議員のお二人にお願いをいたします。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告をいたします。

「日程第2 会期の決定」

○議長（後藤錦信君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

「日程第3 議案第26号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

○議長（後藤錦信君） 日程第3 議案第26号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 御苦労さまです。よろしくお願ひいたします。

議案第26号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の1ページ及び条例の一部改正に関する資料の1ページをお開き願います。

本年8月7日、人事院は国家公務員の給与改定について勧告を行い、11月11日、人事院勧告どおりに改定を行うことが閣議決定されました。

本組合といたしましては、情勢適応、均衡の原則の観点から、人事院勧告を基本とし、組合の現状及び構成市町の状況などを鑑み、所要の改正を行うものであります。

まず、第1条及び第2条につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第1点目は給料表の改正で、採用職員の初任給を大卒程度で1万2,000円、高卒者で1万2,300円引き上げるものとともに、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で給料月額を平均3.62%引き上げるものであり、令和7年4月1日から適用いたします。

第2点目は、期末・勤勉手当について合わせて年間0.05月分を引き上げるものであり、今年度については、12月期末・勤勉手当をそれぞれ0.025月分ずつ、来年度以降は、6月、12月とも期末・勤勉手当それぞれ0.0125月分ずつ引き上げるものであります。

また同様に、定年前再任用短時間勤務職員の期末・勤勉手当について、合わせて年間0.05月分を引き上げるものであり、今年度については、12月期末・勤勉手当でそれぞれ0.025月分ずつ、来年度以降は、6月、12月とも期末・勤勉手当それぞれ0.0125月分ずつ引き上げるものであります。

第3点目は、自動車等使用者に対する通勤手当であり、民間の支給状況等を踏まえ、現行の距離区分について200円から7,100円までの幅で引き上げ、令和7年4月1日に遡及して適用いたします。

第4点目は、宿日直手当について、勤務1日当たりの金額を4,400円から4,700円に、退庁時から引き続き行われる宿日直手当を6,600円から7,050円に増額するものであります。なお、本組合では、現在、宿日直手当の支給はありません。

次に、第3条及び第4条につきましては、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正であり、常勤の特別職の期末手当について年間0.05月分を引き上げるものであり、今年度については12月期末手当で0.05月分、来年度以降は6月、12月とも0.025月分ずつ引き上げるものであります。

以上、議案第26号について御説明を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（後藤錦信君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 御異議なしと認めます。

これから議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

「日程第4 議案第27号 大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例」

○議長（後藤錦信君） 日程第4 議案第27号大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第27号大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の8ページ及び条例の一部改正に関する資料の6ページをお開き願います。

本年2月26日に発生した大船渡市林野火災を踏まえ、たき火の届出の徹底や、従来の火災警報のうち林野火災に特化した火災警報の発令また罰則規定のない林野火災注意報を発令することで林野火災予防の実効性を高めるとして、総務省消防庁から火災予防条例の改正を求める通知があったところであります。

これを受けまして、本組合火災予防条例上、たき火の届出制度を明確に位置づけ、また、消防庁が発令できる林野火災注意報を新たに創設し、さらに林野火災警報発令時に火の使用制限の対象となる区域を指定できるよう、所要の改正を行うものであります。

そのほか、一般的な住宅等で使用される、火を取り扱う設備の器具の変化を踏まえ、屋内での裸火の使用に関わる制限の規定を削除するものであります。

以上、議案第27号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤錦信君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はございませんか。

14番平吹俊雄議員。

○14番（平吹俊雄君） 14番平吹です。

一部の改正の資料の中で8ページですけれども、この中に「（1）火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為（たき火を含む。）」とあるのですが、このたき火については、大小かわらず届出が必要ということで認識してよろしいのですか。

○議長（後藤錦信君） 石川予防課長。

○消防本部予防課長（石川武彦君） お答えいたします。

たき火につきましては全てが対象となります。

以上となります。

○議長（後藤錦信君） よろしいですか。はい。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 御異議なしと認めます。

これから議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

「日程第5 議案第28号 令和7年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）」

○議長（後藤錦信君） 日程第5 議案第28号令和7年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第28号令和7年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算の主な内容は、議案第26号で御説明申し上げました大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う職員人件費の増額補正、大崎地域広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正に伴う会計年度任用職員管理経費の増額補正、また、各施設管理経費及び整備事業費の増額補正を行うものであります。

議案書の10ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ1億4,007万1,000円を追加し、予算総額を130億9,672万6,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、11ページの第1表に掲載のとおりであります。

第2条は債務負担行為の補正で、12ページの第2表のとおり、1件を追加するものであります。これは、令和8年4月1日供用開始予定の大崎広域古川斎苑に導入する斎場予約システム利用業務について、限度額を設定し、予算の確保をお願いするものであります。

次に、令和7年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明申し上げます。

お手元の補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

3款1項国庫補助金は、衛生費国庫補助金で、循環型社会形成推進交付金について、最終処分場整備事業費の増額に伴う交付対象事業費の変更に伴い、750万1,000円を増額補正するものであります。

7款1項基金繰入金は、今回の補正財源として、歳入歳出の差額6,298万9,000円を財政調整基金より繰入れするものであります。

8款1項繰越金は、前年度繰越金で6,958万1,000円を増額補正するものであります。

次に、歳出補正予算の主な内容について御説明いたします。

5ページ、6ページをお開き願います。

各款項目の職員人件費及び会計年度任用職員管理経費につきましては、先ほど説明いたしました職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う増額でございますので、節ごとの内訳につきましては説明を省略させていただきます。

1款1項議会費で47万円の増額、2款1項総務管理費で632万4,000円の増額、2款3項監査委員費で23万8,000円の増額、3款1項児童福祉費で369万6,000円の増額であります。

7ページ、8ページをお開き願います。

4款1項衛生管理費で163万8,000円の増額、4款3項清掃費は、ごみ処理施設管理

運営費で、職員人件費、会計年度任用職員管理経費、大日向クリーンパーク管理経費及び最終処分場整備事業費で合わせて4,042万5,000円の増額、し尿処理施設管理運営費で、職員人件費及び会計年度任用職員管理経費で合わせて176万1,000円の増額であります。

9ページ、10ページをお開き願います。

5款1項消防費で7,525万3,000円の増額、6款1項教育総務費で職員人件費及び会計年度任用職員管理経費で263万6,000円の増額、6款2項社会教育費で消防設備及び伝統文化室の修繕費などで763万円の増額であります。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ1億4,007万1,000円を追加し、令和7年度の予算総額は130億9,672万6,000円となりました。

以上、議案第28号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤錦信君） これから質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

4番佐藤仁一郎議員。

○4番（佐藤仁一郎君） 通告に従いまして、質疑したいと思っております。補正予算についての質疑でございます。

4款3項10目需用費ということで828万4,000円、事業内容といたしまして大日向クリーンパーク管理経費が計上されております。

この施設は、平成26年3月に竣工、令和12年度に埋立終了の予定で、現在稼働している施設でございます。この計上されました、管理経費の内訳を説明願います。

○議長（後藤錦信君） 佐藤施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（佐藤忠房君） 修繕料の内容についてのおたただしだと思います。

修繕対象となる機器は、大日向クリーンパークの3台ある井戸ポンプの中の1台でございます。そのうちの一番下流にあるナンバー3井戸ポンプが修繕の対象になります。

こちらの井戸でくみ上げた地下水につきましては、水処理施設で希釈水として利用した後に下流域で農業用水として使用しているものでございます。今年の6月頃からその対象のポンプの不具合が見られるため、農業用水を必要とする来年4月、水田の取水時期に影響が出ないように速やかな修繕が必要と判断し、補正予算により対応をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤錦信君） 佐藤仁一郎議員。

○4番（佐藤仁一郎君） ありがとうございます。

今お話、説明いただきましたけれども、今回はこの3台のうち1台ということでございますけれども、この施設におきまして、まだ埋立終了とはなりませんけれども、かなり経過しているということで、そのほかに修繕見込みする、心配のされる箇所というのは把握しておりますか。

○議長（後藤錦信君） 佐藤参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（佐藤忠房君） 今、議員おっしゃるとおり、埋立完了まで、まだ、時間がありますので、それまで、それぞれ脱水機だったり水処理施設関連の機器について、その状況見ながら、更新もしくはオーバーホール、そういったもので対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤錦信君） 佐藤仁一郎議員。

○4番（佐藤仁一郎君） ありがとうございます。

今、大日向クリーンパークのいわゆる調整池等々もありますけれども、そこから放流される水は下流の水田等々に利用されているということでございます。

地域の住民の皆様も安全性に本当に信頼寄せて見ているところではございますけれども、実際は、見てみますと、放流水と言われますものは、本当に水稻成育ぎりぎりのpH8を越す濃度であったり、あるいは、そういった下流の施設、流域の中には、ここで言うのもつらいのですけれども、なかなか動植物が育つのが、動物が、魚等々がなかなか見えないという不安も寄せられております。

そうした中で、いわゆる浸出水処理施設がありますけれども、十分に科学的分析等も行っておる重要な施設でございますので、しっかりと点検をしていただきながら、地域の下流域における住民の皆さんの不安に応えられるようにしてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（後藤錦信君） 佐藤参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（佐藤忠房君） 今御指摘いただきました件につきましては、これまでも、組合施設、大日向クリーンパークから出る処理水、そういったものだけではなくて、河川に放流された後の河川水も、年にたしか2回だったと思うのですが、分析して、年に一度住民の方に説明をさせて御理解をいただいている状況でありますので、今後とも排出基準、そういったものを守りながら、地域の方の御理解を得られるよう努めさせていただきます。

以上でございます。

○議長（後藤錦信君） 佐藤仁一郎議員。

○4番（佐藤仁一郎君） 説明ありがとうございます。

何度も繰り返しますけれども、3台のうちの1台が故障、いわゆる排出量が思ったとおり、計画どおり出ないということだと思いますので、ほかの2台に関しましても、何とか動いていると思いますけれども、しっかりと点検をしていただきながら、さらには、そこに放出する前の科学的分析する機械等々にも、くどいようですけれども、しっかりと確認していただきながら維持管理してほしいと思います。

次に移ります。

4款3項12目委託料でございますけれども、先ほどから全協におきまして何度も説明を賜

りました。そうした中で、この部分に関しましては設計委託料の増額分と理解しておりますけれども、その理解でよろしいですか。

○議長（後藤錦信君） 齋藤施設整備課長。

○施設整備課長（齋藤儀一君） では、お答えいたします。

今回の委託料の補正、こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり、前段の議員全員協議会、こちらで御説明いたしましたとおり、新最終処分場建設用地の拡大に伴いまして、現在業務行っております大崎広域新最終処分場基本計画等策定及び各種測定業務、こちらにおきまして、建設用地の確保のために用地測量の範囲を拡大するものであります。これに伴いまして測量範囲が追加となることから、測量に係る費用の2,250万2,000円、こちらを増額補正し、変更契約を行うというものです。

以上です。

○議長（後藤錦信君） 佐藤仁一郎議員。

○4番（佐藤仁一郎君） 私、設計委託料の増加分かなと思いましたが、測量、そうですね、改めてありがとうございました。

そうした中で、この予算等々も含めて増額という、補正予算も含めて増額ということでございますけれども、先ほど、いわゆる大崎広域における財政シミュレーションというものの説明がありました。そうしたときに、いわゆる55億円から83億円と、28億円ほどの大幅な増額となりました。

いわゆる管内市町の負担金に及ぼす影響というものが非常に大きなものであると思っておりますけれども、先ほどシミュレーションを示されましたけれども、そういった市町の理解は得られているのかどうか確認したいと思っておりますけれども、大丈夫ですか。

○議長（後藤錦信君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） まさに、今、議員がおっしゃったように、28億円という額が増えてるのが事実でございます。これに伴う一般財源、我々、皆さんに、1市4町に求める部分については、約5億円と見込んでございます。

その5億円につきましては、財政シミュレーションの附属資料を今日出させていただきます。10月24日に1市4町の副市町長会議を開催いたしまして、その中でお認めをいただいた内容でございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（後藤錦信君） 佐藤仁一郎議員。

○4番（佐藤仁一郎君） 一生懸命、本当にこの苦しい中で計画を、何とかという思いで計画をシミュレーションしていただいているのかなと思っておりますけれども、以前、私が一般質問の中で質問した残骨灰に関する有効活用と、残骨灰の有効活用ということはないと思っておりますけれども、無駄にしないようにという思いの中も、いわゆる将来にわたる財源の一つとして加えていただいたということに関しましては、通告外ではございますけれども、よかったです。

さらに、このことに関しましてですけれども、当初、地元住民に、その新最終処分場でござ

いますけれども、住民に説明した資料とは大きく、開発面積も比較しましてもかなり違っているということでございますけれども、以前、私、この場でだったと思いますけれども、いわゆる計画しているところの図面、しっかりと分かるような図面を出してほしいというお願いをしていたことがあったような気がいたします。今にしても、まだしっかりとした図面が分からない。さらには、高低差も含めた中で、形状と言われるものの、切土盛土のそういったことが分かるような図面もしっかりと示してほしいというお願いは前にしていたような気はします。いまだにそういったことはないということでございますから、何とか今後、そういった図面というものを、私たち広域の議員にも分かるような図面ができれば早く知らせてほしいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（後藤錦信君） 齋藤施設整備課長。

○施設整備課長（齋藤儀一君） では、お答えいたします。

今回の用地の拡大や埋立地の構造の変更等に伴いまして、若干図面は遅れているところではありましたが、来月開催予定の協議会等々ではそちらの図面に関しましてもお示ししたいとは考えておりますので、そちらの準備に向けて進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（後藤錦信君） 佐藤仁一郎議員。

○4番（佐藤仁一郎君） 全協のときにもお聞きいたしましたけれども、現地を見ない人には分からないと思います。今度の工事の大きさというものは、かなりなものがあるのかなと思います。

大崎市においても、いわゆる隣の黒川郡において大きな太陽光の工事がありました。そのときに、本当に何十町歩に及ぶ太陽光の工事ではございましたけれども、郡境を流れる新川という川がありまして、そこは、その管轄は、古川土木事務所が管轄でございました。さきの大雨が発生したときに、その工事の途中で、本当に物すごい泥水がその新川に流れて、いまだに工事を、しゅんせつの工事が進んでおりますけれども、その原因と言われます、その下流におきましては、大郷で建設中のハウスが傷んだというところがあります。そして、もうそこでは、もう新たに、2回もやられればそこにはハウスを建設することができないということで、津波で被害になった東松島の方が建設を断念したという経緯もあります。

この最終処分場の建設の周辺の方々がお住まいの地域は、何度も何度も越流等々で県道三本木小野田線も冠水させるような地域でございます。ですから、地域住民の皆様にも図面もしっかり出して、そしてしっかり説明していただいて、そして理解を得られるような努力をしてほしいと思います。

本当に、道路、農道1本境ですからね。その胸中たるものやいかがなものかと思っておりますけれども、それは決まったことですからしょうがありませんけれども、しっかりとその住民の皆様には理解して進めていってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（後藤錦信君） 齋藤施設整備課長。

○施設整備課長（齋藤儀一君） 住民の皆様にも、工事に当たりましては、そういったところ、情

報提供も含めまして、きちんと準備をして対応したいと思います。

○議長（後藤錦信君） 佐藤仁一郎議員。

○4番（佐藤仁一郎君） この案件に関しましては、何度も同じような説明を、質疑をさせていただきました。何とかよろしくをお願いします。

終わります。

○議長（後藤錦信君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 御異議なしと認めます。

これから議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号令和7年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

「日程第6 議案第29号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について」

○議長（後藤錦信君） 日程第6 議案第29号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第29号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について御説明申し上げます。

議案書の13ページ及び議案第29号関係資料をお開き願います。

本議案は、本組合が加入する宮城県市町村職員退職手当組合の規約を変更するものであり、地方自治法第290条の規定に基づき、関係地方公共団体の議決を経るものであります。

変更理由は、地方自治法第203条、第203条の2及び第204条の規定において議員報

酬等の支給について定められているところ、当該団体では、設立以来、規約に基づき議員報酬等を支給しておりませんでしたので、同法の趣旨及び役員、議会議員の重責を踏まえ、議員報酬等を支給するため、規約の一部を変更するものであります。

以上、議案第29号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤錦信君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 討論なしと認めます。討論がなければ、採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 御異議なしと認めます。これから議案第29号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤錦信君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和7年第5回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会
午前11時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年11月25日

議 長 後藤 錦信

署 名 議 員 佐藤 仁一郎

署 名 議 員 三浦 又英